

令和8年度「(仮称)千石駅周辺及び住吉駅周辺地区まちづくり方針」
策定支援業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度「(仮称)千石駅周辺及び住吉駅周辺地区まちづくり方針」策定支援業務委託

2 業務の趣旨

地下鉄8号線沿線のまちづくりにおいては、「江東区地下鉄8号線沿線まちづくり構想」を基本とし、主に駅を中心にその周辺での魅力増進や課題解決を目指し、土地利用や地域資源を生かした沿線各駅周辺のまちづくりを地域と行政が一体となり着実に進めていく必要がある。

また、沿線各駅周辺の中でも、隣接する(仮称)千石駅周辺と住吉駅周辺はそれぞれの地域性を尊重しつつ、一体的に考えていく必要があることから、本業務は両駅周辺の関係性を十分考慮した(仮称)千石駅周辺及び住吉駅周辺におけるまちの将来像を示す、地区まちづくり方針策定に伴う業務の支援を行うものである。

3 委託期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

4 履行場所

江東区指定場所

5 方針策定予定範囲

(仮称)千石駅周辺は、江東区千田、千石、石島、海辺、扇橋を想定している。住吉駅周辺は、江東区住吉、猿江、毛利を想定している。ただし、最終的な方針策定範囲は、(仮称)千石駅周辺及び住吉駅周辺における地区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）の意見を参考にそれぞれ決定する。

6 委託内容

令和8年度については、令和7年度業務委託成果を踏まえ、住吉駅周辺における目指す姿の検討や、協議会の運営等を行い、「住吉駅周辺地区まちづくり方針」を策定するための支援を(仮称)千石駅周辺に係る支援と整合を図った上で以下のとおり行うこと。

(1) 住吉駅周辺における目指す姿の検討

ア まちづくりの目標策定

住吉駅周辺における目指す姿を検討し、定めること。

イ ゾーン別の将来像の検討

アで策定した目標を踏まえ、地域内のゾーン分け（土地利用方針図）、ゾーン別の将来像（区分・目標・方針）を検討し、定めること。

ウ 実現化手法の検討

ア及びイの実現のための整備手法や維持手法等について検討し、定めること。また、今後有効に活用できる各種補助事業等についても検討すること。

(2) 住吉駅周辺における協議会の運営

ア 令和7年度発足の協議会を継続する。

イ 協議会の事務局として、協議会の企画、運営、まちづくりに関する協議の参考となる関連情報の共有や添付資料を含む提案書（30ページ程度）の取りまとめに関する支援を行うこと。

ウ 協議会は全1回程度を予定し、日程やテーマは区担当者と協議の上、決定すること。

エ 協議会は必要に応じて複数のグループに分けて進行すること。

オ 協議会で使用する資料の作成及び印刷を行うこと。

カ 協議会の会場確保（音響設備を含む）及び会場設営を行うこと。なお、会場候補として、小松橋区民館を想定しているが、適切な場所、規模、バリアフリーを含む各種要件を満たし、かつ、会場使用に係る費用を受託者が負担する場合はこの限りではない。

キ 協議会会員への開催通知送付や急な日程変更、欠席者への資料送付等の事務連絡を行うこと。

ク 協議会の企画は、(1)の内容を基に多角的な視点から主体的に検討を行い、協議会長及び副会長等と事前調整を行うこと。また、全体及び各グループのファシリテーターとして出席し、会議の進行や議論の整理を行い、円滑な運営を行うこと。

ケ 協議会中は必要に応じて写真撮影や録音、録画等を行い、各回終了後速やかに意見や意向等を取りまとめると共に、協議会の活動及び提案書作成状況を記録として整理し、データを提出すること。

コ 協議会や資料の内容、資料送付期日等については、区担当者と協議し、期日は厳守すること。

サ 感染症拡大防止対策等が必要な場合は、区担当者と協議のうえ、オンラインを活用した開催など、各回の状況に応じて対策を講じること。

シ 事務局には委託者がアドバイザーとしての参加を依頼した学識経験者が加わる予定である。受託者は各回協議会前に協議会の企画に関する学識経験者との打ち合わせを十分に行い、学識経験者の意見を協議会の企画に反映すること。また、打ち合わせ内容をまとめた議事録を作成し報告すること。

(3) 住吉駅周辺における協議会広報広聴活動の実施

ア 協議会の活動内容等を、こどもから高齢者まで多世代に配慮した記事構成による「まちづくりニュース」として3回程度作成、印刷し、住吉、猿江、毛利の全域に配布することとし、当該「まちづくりニュース」配布に必要な資料や封筒等の作成、事務連絡等を行うこと。なお、配布方法は配達地域指定郵便物として郵送することを想定しているが、全域に配布することができればこの限りではない。

イ ア「まちづくりニュース」のうち1回程度は、「住吉駅周辺地区まちづくり方針」（素案）に関する意見募集を同時に実施することとし、必要となる資料や封筒等の作成、配布、回収、分析、「住吉駅周辺地区まちづくり方針」への反映、事務連絡等を行うこと。また、委託者が実施する同一内容のWeb意見募集についても分析、「住吉駅周辺地区まちづくり方針」への反映を行うこと。

ウ 掲載内容や意見募集の内容については、区担当者と協議の上、決定すること。

(4) 「住吉駅周辺地区まちづくり方針」（素案）の作成

ア (1)～(3)の内容を反映し、「住吉駅周辺地区まちづくり方針」（素案）(30ページ程度)として取りまとめること。

(5) 「住吉駅周辺地区まちづくり方針」（素案）説明会の実施

ア 「住吉駅周辺地区まちづくり方針」（素案）説明会（以下、「説明会」という。）を実施する。

イ 説明会の事務局として、説明会の企画、運営を行うこと。

ウ 説明会は全1回を予定し、日程は区担当者と協議の上、決定すること。

エ 説明会の資料作成（音声付き説明動画含む）及び資料印刷を行うこと。

オ 「住吉駅周辺地区まちづくり方針」（素案）の概要をパネル化し、会場に展示すること。

カ 説明会の会場確保（音響設備を含む）及び会場設営を行うこと。なお、会場候補として、委託者が費用負担を行うティアラこうとうを想定しているが、適切な場所、規模、バリアフリーを含む各種要件を満たし、かつ、会場使用に係る費用を受託者が負担する場合はこの限りではない。

キ (3)ア「まちづくりニュース」にて、開催のお知らせ等を行うこと。また、住吉駅周辺及び（仮称）千石駅周辺における協議会会員等に対して開催のお知らせ等の事務連絡を別途行うこと。

ク 説明会中は録音等を活用し、議事録を速やかに作成の上、データとして提出するとともに、意見や意向等を取りまとめ、データとして提出すること。

- ケ 説明会や資料の内容、資料送付期日等については、区担当者と協議し、期日は厳守すること。
- コ 感染症拡大防止対策等が必要な場合は、区担当者と協議のうえ、オンラインを活用した開催など、状況に応じて対策を講じること。
- (6) 「住吉駅周辺地区まちづくり方針」の作成
 - ア (1)～(5)の内容を反映し、「住吉駅周辺地区まちづくり方針」(30ページ程度)として取りまとめること。
- (7) 着実なまちづくり推進に関する検討
 - ア まちづくり方針の実現に向けたロードマップを作成すること。
 - イ まちづくり方針を踏まえた地区計画等の規制誘導方策の検討及び提案を行うこと。
- (8) 地下鉄8号線事業推進課との定例会(月2回程度)
 - ア 会議で使用する資料の作成及び印刷を行うこと。
 - イ 会議に出席し、説明又は助言等を行うこと。
 - ウ 議事録を速やかに作成の上、データとして提出すること。
 - エ ア～ウの会議等出席については、原則対面による会議とする。ただし、受託者の不測の事態や、業務進捗状況等の理由によりやむを得ず会議に参加できない場合、区担当者と協議すること。
- (9) スケジュールの作成

本業務スケジュールについては、別紙「「(仮称)千石駅周辺及び住吉駅周辺地区まちづくり方針」策定スケジュール(案)」を参考にし、作成すること。

7 成果品

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 業務報告書 一式 | 5部 |
| 委託業務に関して作成した資料 | |
| (2) 住吉駅周辺地区まちづくり方針 | 製本300部 |
| (3) (1)(2)の電子データ一式(CD-ROM・PDF形式) | 1枚 |

8 業務計画

受託者は、業務の実施にあたり契約締結後速やかに業務計画書を提出し、区担当者の承認を得ること。

9 費用負担

- (1) 本業務に際して生じる一切の費用は、本仕様書に特段の記載があるものを除き、すべて受託者が負担すること。

- (2) その他、本業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、仕様書等に記載のない附随的業務は、受託者の負担において行うこと。

10 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、区民・業務関係者等に対する感染症拡大防止対策を含む安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は常に善良なる管理技術者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。契約の解除及び期間満了後においても同様である。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ江東区への申請を必要とする。
- (6) 本契約業務に関するデータを保存した記憶装置及び記憶媒体を破棄する際は、物理的な破壊または磁気的な破壊によることとし、これについて誓約書を提出すること。特に、個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、自動車の使用について、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守しなければならないものとする。

11 支払方法

受託者は業務完了、検査の後、請求書を提出し、委託者は請求書の受理した場合は、その日から起算して30日以内に代金を支払うこととする。

12 その他

- (1) 受託者は、区担当者との打ち合わせを密にし、業務の進捗に支障のないように注意すること。また、「6 委託内容」に記載の各支援を行う際には、事前に区担当者と十分協議の上実施すること。
- (2) この業務により完成した成果物の著作権等の権利は、全て江東区に帰属するものとし、無断で他の目的に使用しないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合、その都度双方協議のうえ実施すること。

13 連絡先

江東区

都市整備部地下鉄8号線事業推進課沿線まちづくり担当

電話 : 03 (3647) - 9021

FAX : 03 (3647) - 9019

E-mail : 8gou-suishin@city.koto.lg.jp

(別紙)

個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護法等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。

- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。

- (1) 再委託を受ける者の名称
- (2) 再委託をする理由
- (3) 再委託をして処理する内容
- (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
- (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
- (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法

- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。

- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。

- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。

- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管

すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の受渡し等)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を

講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(別紙)

江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員又は組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
- (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する報告及び届出)

第2条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等から、区が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、速やかに甲に報告するとともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）へ届出を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告及び届出により、甲が行う調査並びに管轄警察署が行う捜査に協力しなければならない。

3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への届出を怠ったと認められるときは、区の契約から排除する措置を講ずることができる。

(別紙)

自動車の使用に関する特記仕様書

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
3. 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(仮称)千石駅周辺及び住吉駅周辺地区まちづくり方針想定スケジュール(初年度)(案)												
令和6年度(2024年度)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約	●令和6年度分支援委託契約 ●年間業務スケジュール提出										令和6年度分支援委託完了●	
(仮称)千石駅周辺												
※推薦会員選考	3月末までに選考済み											
※公募会員選考	●公募会員選考結果通知(5/上)											
※委託業務外												
協議会			●協議会①②(6/下)		●協議会③(8/下)	●協議会④(9/下)		●協議会⑤(11/中)	●協議会⑥(12/中)		●協議会⑦(2/下)	
ニュース発行		●ニュース①(5/上)			●ニュース②(8/上)			●ニュース③(11/上)			●ニュース④(1/中)	●ニュース⑤(3/下)
アンケート		その1						こども			その2	
方針(素案)意見募集												
協議会検討状況報告会											●報告会(2/上)+ 参加者アンケート	
方針(素案)説明会												
まちづくり提案書												提案書の 記載内容整理
まちづくり方針												
住吉駅周辺												
※推薦会員選考												
※公募会員選考												
※委託業務外												
協議会												
ニュース発行												
アンケート												
方針(素案)意見募集												
協議会検討状況報告会												
方針(素案)説明会												
まちづくり提案書												
まちづくり方針												
【参考】 江東区地下鉄8号線沿線 まちづくり検討部会 (庁内)		検討部会①(5/上)								検討部会② (1/下)		
【参考】 江東区都市計画マスター プラン2022推進会議		推進会議(5/中)								推進会議(2/上)		
【参考】 江東区地下鉄8号線延伸推 進本部会議			推進本部(6/上)								推進本部 (2/下)	
【参考】 江東区議会				第2回定例会(6/下)				第3回定例会(10/中)		第4回定例会(12/上)		第1回 定例会 (3/中)

(仮称) 千石駅周辺及び住吉駅周辺地区まちづくり方針想定スケジュール (次年度) (案)												
令和7年度(2025年度)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約	●令和7年度分 支援委託契約 ●年間業務スケジュール提出										令和7年度分 支援委託完了●	
(仮称) 千石駅周辺												
※ 推薦会員選考 ※ 公募会員選考												
※委託業務外												
協議会												
ニュース発行												
アンケート												
方針(素案)意見募集												
協議会検討状況報告会												
方針(素案)説明会												
まちづくり提案書	→提案書の記載内容整理											
まちづくり方針	●まちづくり提案書の提出(7/上)											
	方針(素案)の記載内容整理											
	●方針(素案)まとめ(10/下)											
	方針(案)への反映事項整理											
	●方針(案)まとめ(1/中)											
	方針策定●											
住吉駅周辺												
※ 推薦会員選考 ※ 公募会員選考	3月末までに選考済み ●公募会員選考結果通知(5/上)											
※委託業務外												
協議会												
ニュース発行												
アンケート												
方針(素案)意見募集												
協議会検討状況報告会												
方針(素案)説明会												
まちづくり提案書												
まちづくり方針	提案書の記載内容整理											
【参考】 江東区地下鉄8号線沿線 まちづくり検討部会 (庁内)	検討部会①(5/上)											
【参考】 江東区都市計画マスター プラン2022推進会議	推進会議(5/中)											
【参考】 江東区地下鉄8号線延伸推 進本部会議	推進本部(6/上)											
【参考】 江東区議会	第2回定例会(6/下)											
	検討部会②(8/中)											
	推進会議(9/上)											
	推進本部(9/中)											
	第3回定例会(10/中)											
	検討部会③(11/上)											
	推進会議(11/中)											
	推進本部(11/下)											
	第4回定例会(12/上)											
	検討部会④(1/下)											
	推進会議(2/上)											
	推進本部(2/下)											
	第1回定例会(3/中)											

(仮称) 千石駅周辺及び住吉駅周辺地区まちづくり方針想定スケジュール (次々年度) (案)

	令和8年度(2026年度)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約	●令和8年度分 支援委託契約 ●年間業務スケジュール提出										令和8年度分 支援委託完了●	
(仮称) 千石駅周辺												
※ 推薦会員選考 ※ 公募会員選考												
※委託業務外 協議会												
ニュース発行												
アンケート												
方針(素案)意見募集												
協議会検討状況報告会												
方針(素案)説明会												
まちづくり提案書												
まちづくり方針												
住吉駅周辺												
※ 推薦会員選考 ※ 公募会員選考												
※委託業務外 協議会												
ニュース発行		●協議会⑥(5/中)								●ニュース⑦(12/下)		
アンケート												
方針(素案)意見募集												
協議会検討状況報告会												
方針(素案)説明会										●方針(素案)説明会(1/上)		
まちづくり提案書												
まちづくり方針												
【参考】 江東区地下鉄8号線沿線 まちづくり検討部会 (庁内)												
【参考】 江東区都市計画マスター プラン2022推進会議												
【参考】 江東区地下鉄8号線延伸推 進本部会議												
【参考】 江東区議会												